同項第三号中「非課税上場株式等管理契約」の下に「又は非課税累積投資契約」を加え、同条第五項第一号中「金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、同法第二条第十一項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社（以下この条及び次条において「」という。）の営業所（国内にある営業所又は事務所をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を「の営業所」に改め、「（第一項各号に掲げる株式等をいう。以下この条及び次条（同条第三項及び第五項第六号を除く。）において同じ。）」を削り、「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に、「非課税上場株式等管理契約に基づき平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日までの間」を「次に掲げる契約に基づきそれぞれ次に定める期間内」に、「に基づく」を「及び非課税累積投資契約に基づく」に改め、同号に次のように加える。

イ　非課税上場株式等管理契約　平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日までの期間

ロ　非課税累積投資契約　平成三十年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの期間

第三十七条の十四第五項第二号中「及び前各項」を「第一号に係る部分に限る。）及び前三項」に改め、「（当該契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成二十六年から平成三十五年までの各年に設けられるものをいう。以下この条において同じ。）」及び「、当該非課税管理勘定は当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者から提出を受けた非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された勘定設定期間（次号に規定する勘定設定期間をいう。以下この号において同じ。）においてのみ設けられること、当該非課税管理勘定は当該勘定設定期間内の各年の一月一日（非課税適用確認書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつてはその提出の日とし、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が提出された場合にあつては第二十二項の規定により同項の所轄税務署長から同項第一号に定める事項の提供があつた日（その非課税管理勘定を設定しようとする年の一月一日前に当該事項の提供があつた場合には、同日）とする。）において設けられること」を削り、「上場株式等は」の下に「、ロの移管がされるものを除き、」を加え、同号イ中「当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定から」を「(2)」に改め、「いう」の下に「。第四号イにおいて同じ」を、「百二十万円」の下に「（ロに掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）」を加え、同号イ(1)中「含む」の下に「。第四号において同じ」を、「限る」の下に「。同号において同じ」を加え、同号イ(2)中「当該非課税管理勘定から」を「他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定」に、「から」を「をいう。ロにおいて同じ。）から」に改め、「上場株式等」の下に「（ロに掲げるものを除く。）」を加え、同号ロ中「イ」を「イ及びロ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日に政令で定めるところにより移管がされる上場株式等

第三十七条の十四第五項第五号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同号を同項第八号とし、同項第四号中「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に改め、「、非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同号を同項第七号とし、同項第三号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、「期間のいずれかの」を削り、「イに」を「イ(1)に」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　非課税管理勘定を設けることができる期間として、次に掲げる期間のいずれかの期間

(1)　平成二十六年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの期間

(2)　平成三十年一月一日から平成三十五年十二月三十一日までの期間

ロ　累積投資勘定を設けることができる期間として、平成三十年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの期間

第三十七条の十四第五項第三号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三　非課税管理勘定　非課税上場株式等管理契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ　当該勘定は、金融商品取引業者等の営業所の長が居住者又は恒久的施設を有する非居住者から提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間（第六号に規定する勘定設定期間をいう。ロ及び第五号において同じ。）内の各年（累積投資勘定が設けられる年を除く。）においてのみ設けられること。

ロ　当該勘定は、当該勘定設定期間内の各年の一月一日（非課税適用確認書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつてはその提出の日とし、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が提出された場合にあつては第二十二項の規定により同項の所轄税務署長から同項第一号に定める事項の提供があつた日（その勘定を設定しようとする年の一月一日前に当該事項の提供があつた場合には、同日）とする。）において設けられること。

四　非課税累積投資契約　第九条の八（第二号に係る部分に限る。）の規定並びに第一項（第二号に係る部分に限る。）及び前三項の規定の適用を受けるために第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、一定額の同号イ又はロに掲げる上場株式等につき、定期的に継続して、当該金融商品取引業者等に買付けの委託をし、当該金融商品取引業者等から取得し、又は当該金融商品取引業者等が行う募集により取得することを約する契約で、あらかじめその買付けの委託又は取得をする上場株式等の銘柄が定められているものをいう。）により取得した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る契約で、その契約書において、上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係るロ座に設けられた累積投資勘定においては当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同号イ及びロに掲げる上場株式等（当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして政令で定める要件を満たすものに限る。）のうち次に掲げるもののみを受け入れること、当該金融商品取引業者等は、政令で定めるところにより基準経過日（当該ロ座に初めて累積投資勘定を設けた日から十年を経過した日及び同日の翌日以後五年を経過した日ごとの日をいう。）における当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の住所その他の政令で定める事項を確認することとされていること、当該累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当該金融商品取引業者等への売委託による方法、当該金融商品取引業者等に対してする方法その他政令で定める方法によりすること、当該累積投資勘定が設けられた日の属する年の一月一日から二十年を経過した日において当該累積投資勘定に係る上場株式等は当該累積投資勘定が設けられた口座から他の保管口座に移管されることその他政令で定める事項が定められているものをいう。

イ　当該ロ座に累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの期間（以下この号において「受入期間」という。）内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等のうち、その取得後直ちに当該ロ座に受け入れられるもので当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が四十万円を超えないもの

ロ　イに掲げるもののほか政令で定める上場株式等

五　累積投資勘定　非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ　当該勘定は、金融商品取引業者等の営業所の長が居住者又は恒久的施設を有する非居住者から提出を受けた上場株式等の取得対価の額の合計額が四十万円を超えないもの

ロ　当該勘定は、当該勘定設定期間内の各年の一月一日（非課税適用確認書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつてはその提出の日とし、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が提出された場合にあつては第二十二項の規定により同項の所轄税務署長から同項第一号に定める事項の提供があつた日（その勘定を設定しようとする年の一月一日前に当該事項の提供があつた場合には、同日）とする。）において設けられること。